

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

II 2019事務年度の開催実績

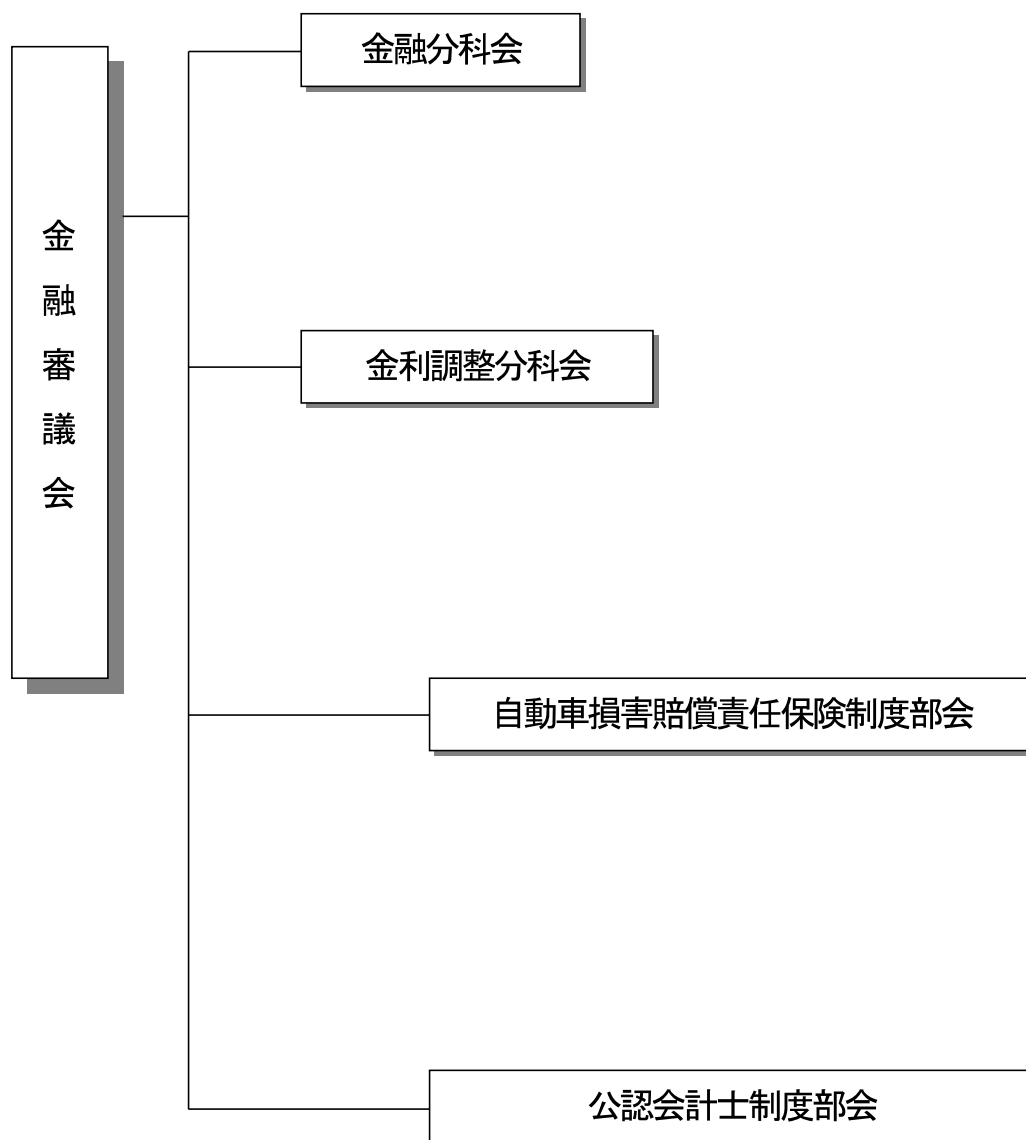
1. 総会・金融分科会合同会合

- (1) 第42回総会・第30回金融分科会合同会合（2019年9月25日開催）
（別紙3参照）
- (2) 第43回総会・第31回金融分科会合同会合（2020年2月17日開催）
（別紙4参照）

2. ワーキング・グループ等

- (1) 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ
開催実績：2019年10月以降、7回にわたり、開催。
メンバー：（別紙5参照）
報告書：
 - ・「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月20日公表）（別紙6参照）
- (2) 市場ワーキング・グループ
開催実績：2019年10月以降、5回にわたり、開催。
メンバー：（別紙7参照）
- (3) 市場構造専門グループ
開催実績：2019年10月以降、4回にわたり、開催。
メンバー：（別紙8参照）
報告書：
 - ・「市場構造専門グループ報告書—令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて—」（2019年12月27日公表）
（別紙9参照）

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

令和2年2月17日現在

会	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委	員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー
		伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
		井村 和夫	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
		岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
		翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
		沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		川口 恭弘	同志社大学法学部教授
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
		小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
		佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
		志賀 俊之	株式会社INCJ代表取締役会長(CEO)
		原田 喜美枝	中央大学商学部教授
		福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
		山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
		山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
		家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

第42回金融審議会総会・第30回金融分科会 議事次第

日時：令和元年9月25日(水) 9:30～11:00

場所：中央合同庁舎7号館13階 共用第1特別会議室

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 金融行政のこれまでの実践と今後の方針
5. 討議
6. 閉会

第43回金融審議会総会・第31回金融分科会 議事次第

日時：令和2年2月17日（月）13：30～15：00

場所：中央合同庁舎7号館13階 共用第1特別会議室

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 検査マニュアル廃止後の検査・監督の進め方
5. 討議
6. 閉会

金融審議会

「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」メンバー等名簿

2019年12月20日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	朝日 智司	生命保険協会一般委員長（日本生命保険（相）取締役常務執行役員）
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	小木曾 稔	新経済連盟事務局政策部長（楽天（株）渉外室ヴァイスジェネラルマネージャー）
	翁 百合	（株）日本総合研究所理事長
	小野 幸則	外国損害保険協会専務理事
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	田村 悟	日本損害保険協会一般委員長（あいおいニッセイ同和損害保険（株）取締役常務執行役員）
	長楽 高志	日本資金決済業協会専務理事
	鳥海 巖	国際銀行協会事務局次長
	鳥海 智絵	日本証券業協会政策懇談会座長（野村證券（株）専務執行役員）
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	中谷 昇	日本IT団体連盟専務理事（ヤフー（株）執行役員）
	萩原 攻太郎	全国銀行協会企画委員長（（株）三井住友銀行常務執行役員）
	原田 邦彦	日本貸金業協会常務執行役
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	船津 浩司	同志社大学法学部教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	丸山 弘毅	Fintech協会代表理事会長（（株）インキュリオン・グループ代表取締役社長）
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	與口 真三	日本クレジット協会理事・事務局長
	渡邊 圭介	日本少額短期保険協会会長（（株）FIS取締役会長）
オブザーバー	内藤 茂雄	消費者庁消費者政策課長
	竹林 俊憲	法務省大臣官房参事官
	井口 裕之	財務省大臣官房信用機構課長
	呉村 益生	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	正田 聡	経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課長
	菅野 浩之	日本銀行金融機構局審議役

(敬称略・五十音順)

情報通信技術の発展を背景に、イノベーションの促進を通じ、利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意した制度を整備。

決済法制

キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な決済サービスを実現するため、柔軟かつ過不足のない規制を整備。

資金移動業

- ①「高額」（100万円超）送金を取り扱う事業者
 - ・ 新しい類型（認可制）を創設。
 - ・ 具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止。
- ②現行規制を前提に事業を行う事業者
 - ・ 利用者資金残高が送金上限額（100万円）を超える場合、事業者が送金との関連性を確認し、無関係な場合は払出し。
- ③「少額」（数万円程度）送金を取り扱う事業者
 - ・ 利用者資金について、供託等の現行の保全方法に代えて、自己の財産と分別した預金での管理を認める。

* このほか、供託、保全契約、信託契約の併用を認めるなど、利用者資金の保全方法を合理化。

前払式支払手段

- チャージ残高の譲渡が可能なものについて、不適切な取引を防止するために発行者に求められる対応を明確化。
- * 利用者資金の保全額（半額）の引き上げについては、共通の認識が得られず（直ちに実施せず）。

無権限取引への対応

- 事業者の自主的な対応を促す観点から、利用者に対する情報提供事項に個社の対応方針を追加。

収納代行

- 割り勘アプリについて、資金移動業の規制対象であることを明確化。
- * エスクローについては、共通の認識が得られず（直ちに制度整備せず）。

金融サービス仲介法制

多様な金融サービスの提供をワンストップで受けられる利便性の高い金融仲介サービスを実現する観点から、このようなサービスを提供しようとする仲介業者に適した業種を創設。

新たな仲介業の創設

- 業種毎の登録等を受けずとも、1つの登録で銀行・証券・保険全ての分野での仲介を可能に。
- * 一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続を省略可能。
- 特定の金融機関への所属を求めず、業務上のパートナーとして金融機関と連携・協働する関係に。
- * これにより、金融機関は、①仲介業者に指導等を行う義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害を原則として賠償する責任、を負わない。

業務範囲

- 銀行・証券・保険分野の金融サービスのうち、仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられるものの媒介。

参入規制

- 賠償資力の確保に資するよう、事業規模に応じた額の保証金の供託等の義務付け。

行為規制

- 仲介する金融サービスの特性に応じて必要な規制を過不足なく適用するアクティビティ・ベースの規制体系を志向。
- ・ 顧客資産の受入れの禁止
 - ・ 顧客情報の適正な取扱いの確保
 - ・ 仲介業者の中立性の確保（手数料の開示等）
 - ・ 顧客に対する説明義務
- 等

その他

- 新たな仲介業者に係る協会や紛争解決手続の規定の整備。

「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿

2020年8月5日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
委員	池尾 和人	立正大学経済学部教授	
	上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員	
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)	
	鹿毛 雄二	ユージン・パシフィック代表	
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神戸 孝	FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役	
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	
	島田 知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長	
	高田 創	岡三証券株式会社グローバルリサーチセンター理事長 エグゼクティブエコノミスト	
	竹川 美奈子	LIFE MAP 合同会社代表	
	佃 秀昭	株式会社企業統治推進機構代表取締役社長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
	中野 晴啓	セゾン投信株式会社代表取締役会長 CEO	
	野尻 哲史	合同会社フィンウェル研究所代表	
野村 亜紀子	株式会社野村資本市場研究所研究部長		
林田 晃雄	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員		
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授		
宮本 勝弘	日本製鉄株式会社代表取締役副社長		
オブザーバー	消費者庁	財務省	日本銀行
	日本取引所グループ	日本証券業協会	投資信託協会
	日本投資顧問業協会	信託協会	全国銀行協会
	国際銀行協会	生命保険協会	

(敬称略・五十音順)

「市場構造専門グループ」メンバー名簿

2019年12月27日現在

座長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

井口 譲二 ニッセイアセットマネジメント(株) チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー

池尾 和人 立正大学経済学部教授

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

小林 喜光 (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役会長

三瓶 裕喜 フィデリティ投信(株) ヘッド・オブ・エンゲージメント

高田 創 みずほ総合研究所(株)副理事長 エグゼクティブエコノミスト

松山 彰宏 日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会資本市場部会長(三菱電機(株)取締役)

オブザーバー

日本取引所グループ 札幌証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所

経済産業省 日本銀行 日本証券業協会

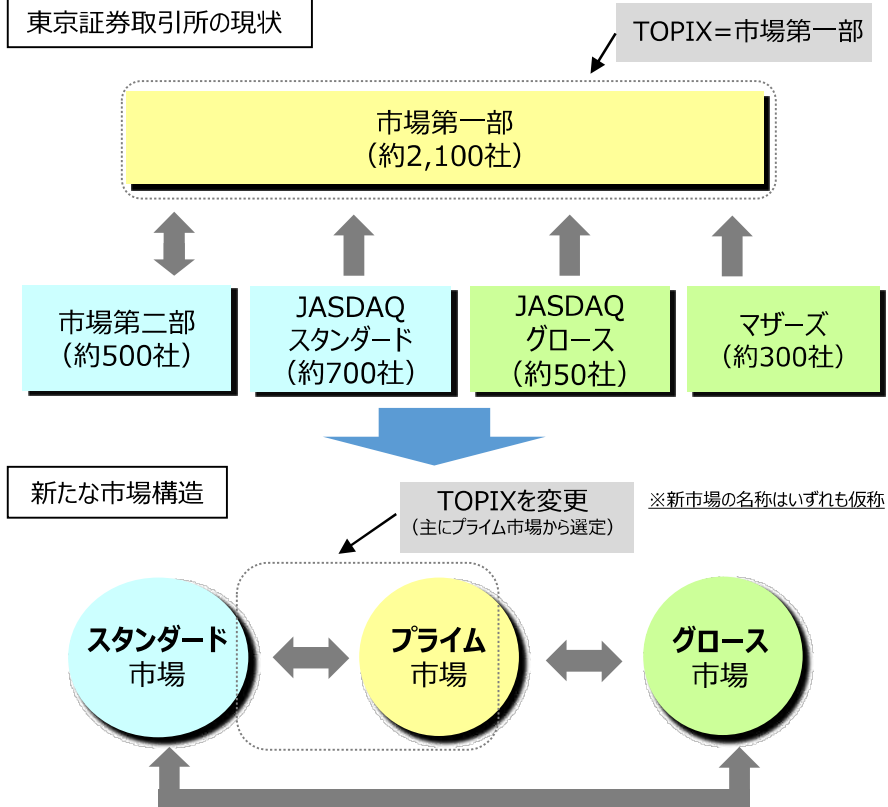
(敬称略、五十音順)

金融審議会市場ワーキング・グループ 市場構造専門グループ報告書の概要(2019年12月27日) — 令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて —

東京証券取引所の市場構造について、①上場企業やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、②内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、見直しを行う。

現状の市場構造を巡る課題

- 東京証券取引所に5つある各市場区分のコンセプトが曖昧
- 上場企業の持続的な企業価値向上に向けた動機づけに乏しい
- 「TOPIX(東証株価指数) = 市場第一部」となっており、投資対象としての機能性を備えていない



3つの市場区分に再編 (企業は適切と考える市場区分を選択可)

- 各市場のコンセプトを明確化
- 上場企業やベンチャー企業の持続的な成長と、企業価値の向上を促すメカニズムの強化

プライム市場

- 高い時価総額・流動性、より高いガバナンスを備え、投資家との建設的な対話を企業価値向上の中心に据える企業が上場
 - 新たに上場する企業は、流通時価総額等の上場・退出基準を厳格化。ただし、ネット系企業等のビジネスモデルによっては、直近赤字でも加重した条件で上場可。
 - 一段高いコーポレートガバナンス・コードを適用。
- ※ 既存の市場第一部上場企業は、選択により引き続き上場が可能。

スタンダード市場

- 一定の時価総額・流動性、基本的なガバナンスを備えた企業が上場
 - コーポレートガバナンス・コードの全原則を適用

グロース市場

- 高い成長可能性を有する一方、相対的にリスクが高い企業が上場
 - 時価総額に係る上場基準を維持 (ベンチャー企業の育成に資する市場)

TOPIXの見直し

- 市場区分とTOPIXの範囲を切り離す
- 現在のTOPIXとの連続性も考慮しつつ、より流動性を重視して選定

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和2年1月22日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	大 野 澄 子	弁護士
	緒 方 由 貴 夫	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	高 倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	浜 島 和 利	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	細 川 昭 子	弁護士
	村 山 美 彦	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	山 根 和 子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	唯 根 妙 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
特別委員	江 原 茂	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂 口 正 芳	一般社団法人日本自動車連盟副会長
	寺 田 一 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	長 島 公 之	公益社団法人日本医師会常任理事

(敬称略・五十音順)

令和2年1月22日
金融庁

第140回・第141回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 令和2年1月16日午前10時00分から第140回自動車損害賠償責任保険審議会、本日午前10時00分から第141回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
2. 第140回自動車損害賠償責任保険審議会においては、令和元年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

（単位：％）

契約年度	令和元年度	令和2年度
前回（平成29年4月） 改定時予定損害率	105.9	
令和元年度検証結果による損害率	92.5	91.5

（※1）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の2点を踏まえて、令和2年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- ・ 保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については92%程度と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となっていること
- ・ 保険契約者への還元を活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること

3. 第141回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。審議の結果、新たな基準料率を本年4月1日より適用することなどについて了承されました。

4. 新たな基準料率は、全車種等の平均で16.4%の引下げ（現行基準料率比）となります。例えば、自家用乗用自動車2年契約の保険料（※2）は、21,550円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は25,830円で、現行基準料率比で16.6%の引下げとなります）

（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

（参考）諮問に対するの答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局保険課(内線 3375、3342)

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都大学副学長・教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

II 2019 事務年度の審議状況

1. 企業会計審議会・第6回会計部会（2019年9月3日開催）

2019年5月に公表した監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準の公開草案を踏まえ、①監査人が限定付適正意見を表明した場合は、その理由をわかりやすく監査報告書に記載すること、②株主総会等で会計監査に関する説明を行うことは守秘義務違反とならないことを明確化すること、などを内容とする監査基準等の改訂を行った。

また、会計を巡る動向について、金融庁、東京証券取引所、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組み状況等の報告があり、①IFRS任意適用企業の拡大促進、②国際的な意見発信の強化、③日本基準の高品質化、④国際的な会計人材の育成の4つの課題について議論を行った。その中では、IFRSへの移行を容易にさせる観点から、IFRS任意適用企業の有価証券報告書における日本基準とIFRSとの差異の継続的な開示を廃止すべき等の意見が出された。

さらに、2018年7月の監査基準の改訂において、「監査上の主要な検討事項」の記載と併せて、財務諸表の監査報告書の記載区分等が変更されたことを踏まえ、原則として、財務諸表の監査報告書と合わせて記載するものとされている内部統制監査報告書の記載区分等についても変更することが了承された。これを踏まえ、2019年9月6日に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」を公表した。

2. 第45回監査部会（2019年11月12日開催）

監査した財務諸表を含む開示書類のうち、財務諸表以外の情報である「その他の記載内容」について、監査人の対応のあり方、監査報告書に記載を求める対象範囲、適用時期等に関する審議を行った。

3. 企業会計審議会・第46回監査部会（2019年12月6日開催）

2019年9月6日に公表した公開草案を踏まえて、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施

基準の改訂について（意見書）」をとりまとめた。

また、同年9月3日に開催した企業会計審議会・第6回会計部会での議論等を踏まえ、IFRSへの移行を容易にさせる観点から、IFRS任意適用企業の有価証券報告書における日本基準とIFRSとの差異の継続的な開示を廃止するための内閣府令を改正することについて、金融庁より報告を行った。

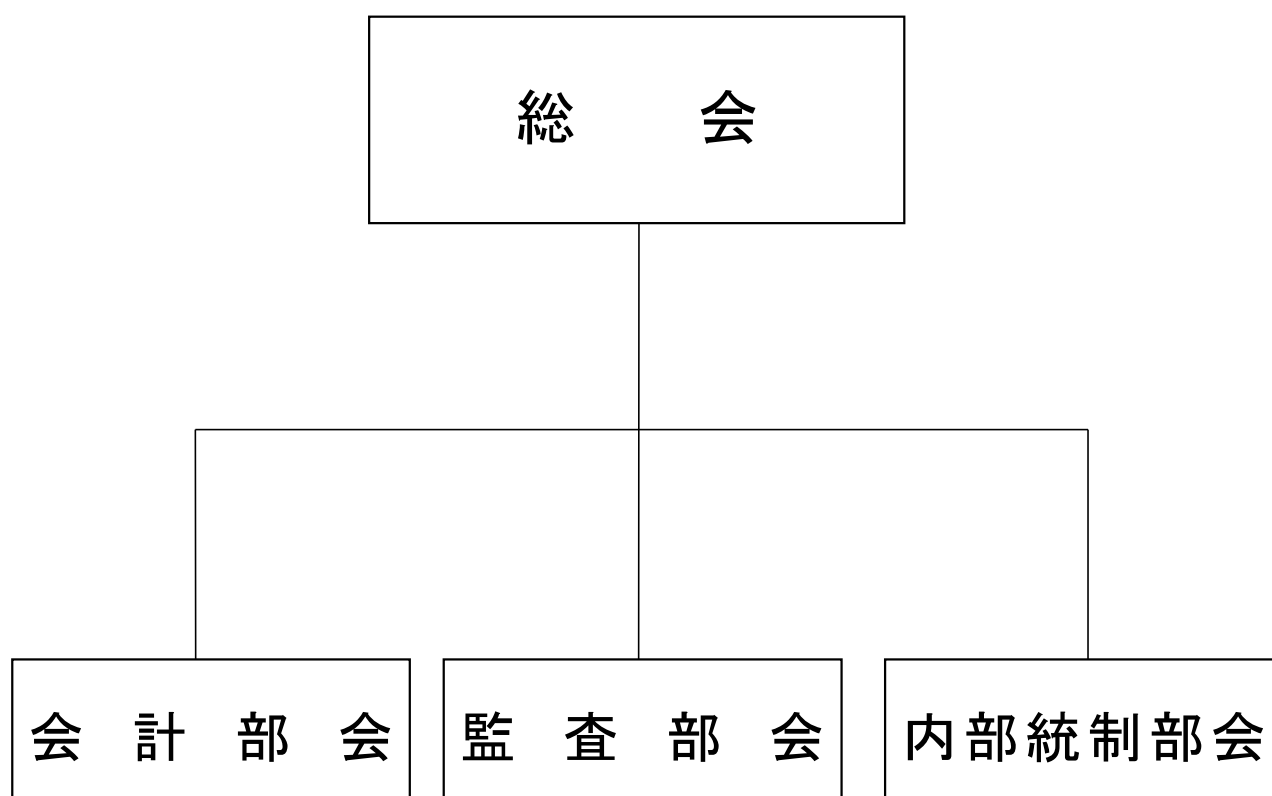
さらに、監査を巡る動向について、金融庁より、国際監査基準の改訂状況及び我が国の監査の基準におけるリスク・アプローチの変遷についての報告を受けて議論を行った。

4. 第47回監査部会（2020年3月開催）

第47回監査部会は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、持ち回り審議となった。当部会では、これまで議論された、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化について、監査基準等の公開草案を取りまとめ、公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承された。

これを踏まえ、2020年3月23日に監査基準及び中間監査基準の改訂に関する公開草案を公表した。

企業会計審議会の組織



第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで58回の協議会を開催してきた。

第58回金融トラブル連絡調整協議会

2020年1月15日、第58回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和元年度上半期）及び「ADR機関へのアクセス・利活用の機会向上に向けた取組み」等について報告・意見交換等を行った。

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

(別紙1)

令和2年1月15日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁地方協力課長		太田 哲生
国民生活センターADR事務局長		影山 武
東京都消費生活総合センター所長		戸澤 互
日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長		谷口 学
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ		大出 友記子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問		唯根 妙子
全国消費生活相談員協会主任研究員		樋山 昌子
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		西村 寿一
信託協会事務局長兼信託相談所長		横山 昇五
生命保険協会生命保険相談所事務局長		高橋 正国
日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		森脇 隆正
保険オンブズマン専務理事		小野 幸則
日本少額短期保険協会専務理事		小泉 武彦
証券・金融商品あっせん相談センター事務局長		三森 肇
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		遠藤 清一
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		染川 幸夫
全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター長		湯川 義明
全国労働金庫協会法務部長		菅谷 宏行
日本商品先物取引協会相談センター長		原田 孝司
農林中央金庫総務部部長代理(農漁協系統金融機関代表)		権藤 俊浩
不動産証券化協会教育推進部長兼苦情相談室長		深橋 津明
日本資金決済業協会事務局長		橋本 文夫
日本仮想通貨交換業協会業務部長		長田 佳巳
(弁護士)		
アンダーソン・毛利・友常法律事務所		斎藤 輝夫
東京合同法律事務所		坂 勇一郎
(学識経験者)		
【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授		沖野 真己
東京大学大学院法学政治学研究科教授		神作 裕之
一般社団法人メディエーターズ代表理事		田中 圭子
上智大学法科大学院教授		森下 哲朗
京都大学大学院法学研究科教授		山田 文
(金融当局)		
金融庁企画市場局総務課長		長岡 隆
金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長		伊佐 浩明
金融庁監督局総務課長		尾崎 有
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		高津戸 拓也
厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		田中 稔
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課・不動産投資市場整備室長		浪越 祐介
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		高田 義久
農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官		長谷川 元

[計38名]

(事務局)
金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長

今西 隆浩

[合計39名]

(敬称略、順不同)